

税込使途についての質疑・応答

Q 1 人工林が多いので、自然林や広葉樹林、複層林化を進めて欲しい。

広葉樹が少なくなり、海に流れ出す栄養も減り、漁獲量が減っている。

A 1 「森は海の恋人」と言われるように豊かな海は豊かな森林から生まれる。防災や水源の確保など私たちの生活環境や多様な生態系を維持するには、針葉樹の人工林だけでなく広葉樹などが生い茂った多様な森林づくりが必要である。森林環境税では、使途の主要な項目のひとつに、「災害を防ぎ、環境を守る森林づくり」を上げており、この中で間伐が遅れた公益上重要な人工林については、これを強度に（本数率で概ね4割以上）間伐し、伐採後のスペースに広葉樹などの自然植生を回復しようと考えている。

また、伐採後に植栽していない森林（再造林放棄地）では、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、潜在植生を考慮した広葉樹などの植栽を進めていきたいと考えている。

Q 2 子どもたちが森林に入って遊べるよう里山の整備をして欲しい。

A 2 次代を担う子どもたちの心身健全な成長を促すには、自然や森林の中での体験学習が有効かつ不可欠であると考えており、森林環境税の使途の主要な柱の1つに、「遊び、学ぶ森林づくり」が提案されている。この中では、身近な森林（里山林など）を整備し、子どもたちや地域住民が気軽に入って遊び、学べる森林として利用する取り組みや、子どもたちが体験を通して森林や自然を学べる研修や体験等の取り組み等を支援したいと考えている。

Q 3 ・森林整備の停滞は木材が売れないことが大きな原因である。県産材を公共工事に使うなど、積極的な木材の需要拡大対策を行って欲しい。

・木材を有効に使ってエネルギーに変える「木質バイオマス」の研究に取り組んで欲しい。また、循環型システム確立のため炭化処理の研究も進めて欲しい。

A 3 木材価格は、昭和55年の1/3以下にまで下がっており、このことが林家の経営意欲を喪失させ、間伐など林業生産活動の停滞を招いている。木材の需要拡大対策はこれまでの既存施策の中でも生産・流通対策などについて取り組んでいるが、森林環境税では、主要施策の項目のひとつとして「持続的経営が可能な森林づくり」を上げ、このなかで、新たな手法で木材需要を喚起するため需要者（消費者）へのPR対策などに取り組んでいきたいと考えている。

また、森林環境税で行う施策は、「将来に夢を託せる実験や研究に対して支援すること」が求められており、ご提案の「木質バイオマス」や「木材の炭化処理」等、県産材の用途開発のための実験や試験研究についても意欲と能力のある実施主体の要請があれば支援を行いたい。

Q 4 立派な林道でなくてよいので、簡易な作業道を整備して欲しい。

A 4 間伐など森林の管理作業には林道や作業道は必要であると考えますが、森林環境税による施策は、地域が取り組む（既存の施策にない）新たな事業を支援するものであることから、作業道の開設等については（最寄りの振興局の林業課に相談などして）既存施策の中で対応して頂きたい。

Q 5 木材の価格補償制度はできないか。

A 5 木材価格の長期低迷により、林家の経営意欲が減退し、間伐など森林の適正管理も十分に実行されない状況が続いていることから、材価の安定を図ることを目的として「価格補償制度」をご提案頂いたと理解している。価格補償制度は作況等により価格が変動する農産物などで採用されているものであり、下落が長期間続き、また変動の少ない「木材」においてこの制度を採用することは困難と思われる。

また、仮にm3当たり1万円の価格を1万5千円で補償した場合、m3当たり5千円を税で負担することになるが、県内で生産される約60万m3を対象とすると補償総額は30億円となり、森林環境税（2.9億円）では全てを充当しても予算が大幅に不足する。

Q 6 イノシシやシカの害が後を絶たない。獣害対策に使って欲しい。

A 6 最近、農山村にはイノシシやシカ、サルが頻繁に出没し、汗水流して育てた農作物イノシシやサルに荒らされたり、苦勞して植林した苗木をシカに食害されるなど農林業に甚大な被害を与え、深刻な社会問題となっている。森林環境税は、地域が行う荒廃森林の整備や多様な森林づくり、さらには県民の意識醸成のための新たな取り組みを支援するものであり、ご要望の「害獣の防除対策」等については原則として既存の補助制度等で対応していきたい。

Q 7 林家に対する直接的補助（直接支払制度など）をして欲しい。

また、林業後継者対策にも使って欲しい。

A 7 長びく木材価格の低迷で、これまで営々と森林を育ててきた林業者の経営環境は大変厳しい。ご提案の直接払い制度については、すでに平成14年度から国の森林整備地域活動支援交付金の制度が始まっており、既存施策として運用されていることから（重複を避けるため）現在のところ森林環境税では考えていない。

また、林業の後継者や担い手対策については、（財）大分県森林整備センターが林業担い手対策基金などを活用した支援を行っているところであるが、さらに地域や県民から既存施策にない新たな具体的提案等があれば、制度や事業を検討したい。

Q 8 間伐に対する補助金（補助率のアップ＝嵩上げ）として使って欲しい。

Q 8 本県的人工林が抱える最大の課題のひとつは、間伐の確実な実行であり、これまでに国の補助金も受けながら計画的に間伐の実行確保に努めている。通常に場

合、間伐の補助金は標準経費の60～70%程度となっているが、ご提案は、林家の負担を軽減するため、さらに補助金の嵩上げをして欲しいとの主旨であるが、森林環境税は、既存施策と一線を画す必要があり、既存事業の上乗せ補助等はないこととしたい。

Q 9 主要道路の沿線の景観や住民生活の安全を守るため、間伐、枝打、竹林の伐採などしてはどうか。県民の関心も高くなり、ゴミの投棄も減るのではないか。

A 9 森林環境税の主要な施策項目のひとつに、「災害を防ぎ、環境を守る森林づくり」を上げており、この中で地域（住民）が景観の保全や生活の安全のために、自ら地域（森林）を選定し、住民参加型の森林づくりの取り組みを支援することとしている。

ご提案の主要道路沿線の森林づくりは、周辺の景観美を高め、県内の観光振興に寄与するとともに、県で進めている「ゴミゼロ運動」の普及啓発につながるほか、貴重な税の使途が目に見えるものとなり、様々な効果が期待できると考えている。

Q 10 ボランティアグループやNPO法人の活動助成を行って欲しい。

A 10 近年、県下でもボランティア活動が盛んになり、平成15年度森林ボランティア活動に参加して頂いた県民は、延べ8000人を数えている。森林環境税の主要な施策の柱のひとつに「県民意識の醸成」が上げられており、さらに多くの県民に森林づくりに参加頂きたいと考えている。特に高い識見と行動力を持ったボランティア団体やNPO法人はこの運動の要になるものであり、県としてもこの税を活用してその活動を積極的に支援したいと考えている。

Q 11 都市の人に山村のことを知ってもらうことが大切。そのため、交流行事の経費（特に旅費）等に支援が欲しい。

・森林には癒しの効果がある。グリーンツーリズムの取組みを推進してほしい。

A 11 県では「県民総参加の森林づくり運動」を展開しており、森林環境税もその運動推進策の一つとして位置づけている。「県民総参加の森林づくり」を普及定着するには、都市住民の森林や山村に対する理解向上が不可欠である。ご提案の事業は、地域自らが取り組むものであって、かつ森林と山村の理解向上を目的とした交流行事であれば支援を行いたいと考えている。

Q 12 不在村所有者への働きかけや広報に使って欲しい。

A 12 過疎化や均分相続による森林所有権の移転などにより、近年村外所有森林が増加している。一般的に村外所有者は在村者に比べ所有森林に対する管理意識が希薄であり、また森林の現況等の情報が少ないため、管理不足が指摘されている。これらの不在村者に対し、森林の現状や補助制度等の情報提供や、適切な施業アドバイスなどを行い、森林の管理意識を高めしていくため、森林組合等が行う情報提供活動などについて支援を行いたいと考えている。

その他の質疑・応答

Q 1 森林作業は難しい。ボランティアに森林の整備を期待するのは無理がある。

A 1 除間伐など森林作業には危険が伴い、また技術や経験を要するため、素人では難しい部分もある。しかしながら、植林や鎌による下刈り、手鋸による枝打ちなどは、ある程度の事前注意を行えばボランティアの方々にも十分に実行できる作業もあると考えている。また、森林ボランティアへの参加は、実質的な森林管理作業の援助を期待するとともに、森林の現状やその管理の重要性を県民の方々が身をもって感じて頂き、みんなで森林を守っていこうという意識が醸成されてくることがそれ以上に大切であると考えている。

Q 2 森林の荒廃原因は、材価低迷による林家の意欲減退である。(森林環境税導入よりも)木材の輸入を制限すべきではないか。

A 2 我が国には、戦後から営々と育成してきた人工林資源が充実してきており、国内需要の大半をカバーできるほどの木材供給力が持っている。しかしながら、安価な輸入材に圧され、現在では国産材自給率はわずか18%となっている。ご提案のように海外からの木材輸入が減少すれば、国内価格は回復すると予想されるが、ご案内のとおり、国内産業保護のための輸入制限措置(セーフガード)はWTO(世界貿易機関)の国際ルールのもとに、一定の条件下(*下記)でのみその発動が認められており、我が国だけの一方的な措置は事実上困難である。

*WTOでは、過去数年間で輸入量の急激な増加が見られ、しかも輸入量の増加と価格の下落(あるいは国内産業への影響)に直接の因果関係が認められる場合に発動できるものとされている。木材の場合は、長期的に見れば輸入量の増加と価格の下落に因果関係はあるものの、短期で見ていくとこの基準が当てはまらない。

国では、木材を輸入監視品目としてあげており、輸入の急増等が見られた場合にセーフガードの発動を検討することとなっている。

Q 3 森林環境税と緑の募金は趣旨が同じではないか。

・森林環境税が創設された場合に緑の募金に影響が出るのではないか。

A 3 緑の募金は、戦後の荒廃した国土を背景に、昭和25年以来(平成7年以前は「緑の羽根募金」)、全国規模で、緑化意識の高揚と地域緑化の推進のためにご理解をいただける人たちから善意の募金という形で行われている。これに対し、森林環境税は、森林に対する県民意識の醸成と荒廃森林の整備推進、多様な森林づくりを全ての県民で支えて頂くため、税という形で薄く広く徴収するという違いがある。

森林環境税の導入により、募金活動にマイナスの影響が生じるとは考えておらず、これにより森林づくりのみならず、地域緑化に対する県民の理解や関心が一層向上するものと期待している。

Q 4 森林環境税はモラル税との印象を持ったが、この理念や事業が根付かなかった場合は、問題だけが残るのではないか。

A 4 森林環境税は、税の納付を通じて県民の森林に対する意識醸成や森林づくりへの県民参加の機運を高めていく効果が期待されている。しかしながら、その税収を財源とする施策を適切に講じていくことにより、従来の行政主導の枠組みの中で実現し得なかった「地域が考え地域が実践する独自の森林づくりへの取り組み」を支援するなど、大きな施策効果が期待できると考えている。

なお、森林環境税は、社会経済情勢等の変化に応じて、導入後一定期間（5年程度）を経過した後に、制度のあり方や存続・廃止について見直しを行うこととしている。

Q 5 税収使途の決定に県民が参加できるような仕組みを作るべきだ。

A 5 森林環境税の理念は「県民中心」、「県民参画」であり、また、これによる行政主導でなく県民主導とすることが求められている。従って、使途（＝施策）の検討や決定には、多くの県民が参加する仕組みが必要であると考えている。このため、施策に対する県民公募を行うとともに、地域での具体的な施策（事業）の検討・審議の段階や最終的な施策を決定する段階では可能な限り広く県民（住民）の参画を求めていきたい。

Q 6 他県では、熟練を要するチェーンソーによる間伐でなく、幹の周りの樹皮を剥いで「巻き枯らし」により間伐（密度管理）を進めているところがあると聞く。本県でも「巻き枯らし」を採用すれば、ボランティアでも間伐に参加できると思うが。

A 6 巻き枯らしによる人工林の密度管理は方法としてあることは理解しているが、間伐する材を使用しないこと（切り捨て）が前提となり、地域に限られること、また、枯らした後、数年間は倒木の危険性が発生することなどが懸念される。ただ、条件が許せば（或いは事前対策を講ずれば）、採用は可能であるので検討したい。